



▲住所の異動があれば、異動届を忘れずをお願いします

引っ越しをしたときは

住所を変更したときは異動の届け出をしてください。

異動届の種類

転入届：市外から異動するとき
転出届：市外へ異動するとき
転居届：市内で異動するとき

届出期間

転入届、転居届の期間は、住所の異動してから14日以内です。転出届の期間は、住所を異動する日の前後14日以内です。

届出人

転出届、転居届のときは、異動する人もしくは世帯員が届出人です。転入届のときは、

転出証明書に記載されている異動する人が届出人です。それ以外の人が届け出る場合は、異動する人からの委任状と委任された人の印鑑が必要です。

必要な物

運転免許証など公的機関が発行した写真付きの本人確認書類が必要です。持っていない場合は保険証、年金手帳などの本人確認書類が2点必要です。

国民健康保険証や介護保険証、乳幼児医療証、子ども医療証、住民基本台帳カードをお持ちの人は、それらの住所

変更手続きも必要な場合がありますので、御持参ください。

転入届、転居届には、個人番号の通知カードや個人番号カードに住所変更の記入も必要です。異動する人全員分をお持ちください。また、個人番号カードの申請を異動前にしていたときは、住所を変更したことにより申請が無効になる場合がありますので御注意ください。申請が無効になった場合は、再度申請する必要があります。

転入届には、前住所地の市区町村で発行された転出証明書の提出が必要です。ただし、住民基本台帳カードや個人番号カードをお持ちの場合は、特例により転出証明書の提出が不要になります(前住所地への転出届は必要です)。

国外から転入する人は、パスポート、戸籍謄本と附票も必要です。

届出窓口

・福岡庁舎 市民課市民係
・津屋崎庁舎 市民課市民サービス係

問い合わせ

市市民課市民係(福岡庁舎)
☎43・8103

環境 掲示板

福津市つみがめ課(津屋崎庁舎)
☎52-4052(資源リサイクル係・清掃対策係) ☎52-4053(環境) ☎52-4054
FAX 52-4469 E-mail umigame@city.fukutsu.lg.jp

「環境フォーラムふくつ」を開催しました

12月19日、イオンモール福津で「第11回環境フォーラムふくつ」世界遺産とともにゆたかな環境を！」を開催しました。

環境フォーラムでは、勾玉づくりや段ボールコンポストセミナーなどの体験イベントをはじめ、九州産業大学漫画同好研究会による



▲さまざまなイベントがありました

九産ライダージョー、ミニスタンプラリーなどを行いました。その他にも、子どもに人気の環境クイズと輪投げや、郷づくり推進協議会の活動紹介、環境保全団体の活動報告などを展示しました。約3900人もの来場者が訪れ、多くの人に環境について考えてもらう機会になりました。

フォーラムを開催するにあたって、企画運営委員や光陵高校、水産高校、九州産業大学、九州工業大学、市民活動団体の皆さんに、多くの御協力をいただきました。これからも、皆さんに御理解と御協力をいただける環境保全のため、啓発活動が続けていきます。

一人に一つ マイナンバー 社会保障・税番号制度

福津市マイナンバー専用ダイヤル ☎62-6074



▲通知カードまたは個人番号カードをお忘れなく

市役所での手続きにはマイナンバーが必要です

1月からマイナンバー(個人番号)の運用が開始されました。それに伴い、市役所の一部の手続きで通知カードや個人番号カードを提示し、申請書等にマイナンバーを記入する必要があります。

通知カードがお手元に届いていない場合や紛失した場合は、市マイナンバー専用ダイヤル(☎62・6074)までお問い合わせください。

①申請書等に対象者のマイナンバーを記入
②対象者の通知カードもしくは

は個人番号カードを提示
③本人確認
個人番号カードを提示した場合は、そのみで本人確認ができます。通知カードを提示した場合は、他の本人確認書類(運転免許証等)も必要です。

※代理人が申請する場合は、委任状や、代理人の本人確認書類も必要です。
窓口でマイナンバーが必要となる主な手続き

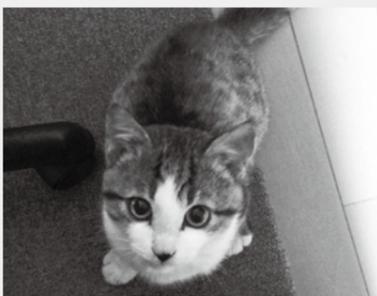
- ・市民課
- ・国民健康保険
- ・後期高齢者医療

猫を飼っているかたへ

2月22日は「猫の日」です。猫は愛らしい動物ですが、無責任な飼い方をしてしまうと、周囲に迷惑をかけてしまうことがあります。責任ある飼い主として、次のマナーを守りましょう。

- ①できるだけ室内で飼ひましょう。
- 猫は、飼い主が環境を整え、不妊・去勢手術をすることで、ストレスなく室内で飼うことができます。室内で飼えば周囲に迷惑をかけないだけでなく、事故や病気から飼い猫を守ることもできます。
- ②不妊・去勢手術を受けさせましょう。

猫は年に2〜3回出産するため、数が増える動物



▲愛情と責任を持って世話をしてください

- ③飼い主が分かるように、迷子札をつけましょう。
- 飼い猫が迷子になったり家に帰れなくなったりしたときに備えて、飼い主を明示することは重要です。自分の飼っている猫に責任を持つ意味でも、迷子札やマイクロチップなど飼い主が分かる標示をしましょう。
- ④飼えなくなっても、絶対に捨てないで！
猫に限らず、飼っていた動物を捨てることは犯罪です。百万円以下の罰金が科せられることもあります。やむを得ず飼えなくなったときは、新しい飼い主を自分で見つけるようにしましょう。
- ⑤最後まで責任を持って飼ひましょう。

猫の寿命は15〜20年ぐらいです。病気になった場合など世話が大変になっても、途中で放棄せず、最後まで愛情を注いであげましょう。